

からしだね

vol.34

2019年2月



2019年1月23日 享年52歳の旅立ち！



与える福祉ではなく、その人にとって必要なことをその人の自立に向けて支援する

こいしろの里 ホームページ公開中！

こいしろの里

<http://www.betesta.or.jp/>

検索



行政が関わる施設に対する「悪い噂話」について

(注意喚起！)

施設長 李在一

これは当法人において私自身が「こいしろの里」の施設長であり、また社会福祉法人ベテスタの理事長を兼ねているので、私個人の考えは多分に法人や施設の運営に影響を与えている。たとえばその具体的事例が向精神薬の減薬や断薬への取り組みだ。私自身は30代の頃から薬害の問題性については機会あるごとに周囲に働きかけてきた。ところがそれが具体化されたのは私が施設長に就任した時期からである。それまで減薬や断薬については周囲から反対という意見さえ出ないほど、完全に無視されていた状態であった。それが施設で受け入れられたのは私自身が施設長という権限のある立場になったからだ。私の意見をそれまでのように無視することができなくなった結果として取り組みがはじまったのだった。

そこで手短かに私自身をあえて紹介すると、私は昔からいわゆる「俺」を信頼してきた。それは今も同じで私の「俺」への評価は、もっぱら「私」がすることにしている。これは幼少の頃からの癖で、あえていうならば還暦を迎える本年になっても「俺は俺」という考え方が現在まで社会生活で淘汰されずに生き延びてきたことを意味している。ふりかえるとけっこう生きがいのある人生になったと思うが、お楽しみはこれからだと考えている。

さて、表題の件について述べたい。それは当施設の職員である関口君が四日市の「成人したわが子の生活を考える会」に参加した際に当施設のチラシ等の配布をお願いしたところ「ベテスタは問題があるから配布することはできない」と断られたという。「何の問題ですか？」と問うと、「県と何かあったでしょう」と言われたそうだ。そう指摘されるとすぐさま思い当たる件がある。

三重県の障害者相談支援センターは、2017年に364件の松阪・多気圏域における障がい児の情報である電子データを紛失し、964件の障がい者の情報である電子データを「いなば園」経由で当法人に流出させた事実がある。この件の対応として県の障がい福祉課は、当法人にはマスコミに公表するといいつながら、公表では紛失と流出を隠し、紛失された当事者たちに何の謝罪もしていない。この事実を体験した当法人では、再三にわたって三重県にごまかした事実の撤回を求めているが、現在も県からの回答はない。これは客観的かつ社会的に許されることではない。中日新聞の記者は、大きな被害がないので特段の問題はないという見解であったがそれはまちがいだ。364件の障がい児の電子データの紛失と「いなば園」を通じた障がい者964件の電子データの流出は、それぞれの事実自体が重大な問題であり、三重県がこの問題の論点をすりかえることで過小評価することは認められない。ここに事実を隠して自らの責任を取ろうとしない三重県の障害者相談支援センターならびに障がい福祉課とは、当法人と必然的に対立的溝がある。

さらにこの対立的溝は、松阪市行政の障がい福祉課にも引き継がれており、障がい児364件の情報紛失と障がい者964件の情報流出した事実を当該市である松阪市に報告済みであるが、加害者が三重県行政であるがためであろうか、松阪市は被害にあった利用者たちのために何も行動していない。またこの件については見解さえ発することがない。その上で個人情報保護法を口実に当施設への利用者の福祉サービス利用を妨害している事実がある。

当然のことながら当法人ではそれに対する抗議は続けていくが、問題はそうした行政との対立から当法人の「悪いうわさ話」が流布されている点にある。それを払拭するために事実をここに述べておくので、利用者及び関係者あるいは関係諸機関は、自らのアイデンティティーを貶めるような「うわさ話」に惑わされることのないよう注意していただきたい。

また他市や県外の関係者におかれても、前述した事実の下に意図的に流布される「うわさ話」に惑わされることのないように重ねて注意をお願いしたい。仮にあまりにも「うわさ話」が深刻であれば、勝敗にこだわらずヘイトの問題として事実関係が社会的に明らかにするべく提訴も視野に入れて考慮していく次第である。当法人は訴訟能力の実績と能力があると自負している。

服薬シンポジウムの報告・意義・今後 看護師 村瀬はな

2019年1月19日、保護者や関係者、職員が集まり第2回薬のシンポジウムが行われました。今回のテーマは「薬の副作用について」です。

「薬」というと効果を重視しがちですが、どの薬でも副作用があります。薬局で薬を買ったとき、箱の中に入っている説明書を読む方はどれだけのりでしょうか？

ほとんどいないと思います。そして副作用があることは知っていても「副作用と言ってもどうせ眠くなるだけでしょう」と思いがちです。今まで大きな副作用が出た経験がないからそう考えるのだと思います。

「今まで副作用がなかったからこれからも大丈夫」本当にそうでしょうか？

たとえば自分が処方された薬の副作用に「突然死」と書かれていたらどうしますか。死ななかつたから大丈夫と言えるでしょうか。頻度が書かれていなかったとしても死ぬ可能性は0ではない。その低確率の副作用でうっかり死んでしまっても文句は言いませんか？

看護師である私でも副作用については辞書を引かないと分かりません。なにか身体的変化が出たとしてもまずは病気を疑い、副作用の可能性を考えるのは後回し（発疹・下痢症状などがあれば先に食べ物・薬を疑います）それくらい軽視してしまいがちです。

薬には治すためのものから不足したものを補うものまでと様々です。どうしても必要な薬もあるでしょう。薬を飲むなというわけではありません。副作用を知ることが大事だと思うのです。ほとんどの医師は説明しません。薬剤師もすべての副作用については説明しません。薬局からもらう薬の説明書にも3～4行程度しか書かれていません。副作用を知る為には医師・薬剤師に聞くか、自分で調べるしかないのです。

今回のシンポジウムでは事例をあげて具体的な話をしました。

処方されたきっかけ・処方された薬を服用して飲む前と変化したかどうか・副作用に書かれている症状の解説。参加者から体験談を話していただいたのでより身近なこととしてとらえていただけたのではないのでしょうか。

4月は講師による講演を、9月には規模を拡大したシンポジウムを予定しています。薬について賛成の方も反対の方も是非参加していただき、活発な意見を交わしていただきたいです。双方、きっと多くの発見ができる場になると思いますのでご参加お待ちしております。



Sさんへ贈る言葉

去る2019年1月25日こいしらの里入所者Sさんの葬儀がしめやかに執り行われました。

生前の人望を語るかのように、葬儀にはたくさんの方が参列されていました。

ここに職員一同、Sさんとの思い出を掲載させていただきます。

2019年1月23日 Sさんご逝去。享年52歳。





Sさんが先日亡くなりました。1週間程前に入院されて、お見舞いに行った時も声をかけて返事こそなかったけれども、その様子はまるで寝ているようで、入院しているというより家で寝てみえるようだった。

今日、葬儀に参加させていただいた。Sさんのその姿は少し笑っているようでもあり、とても亡くなったとは思えない姿だった。けれどもSさんと声を掛けても返事はない。

やっぱり亡くなったのだと実感すると涙が出てきた。私がこいしろの里に入社したときはSさんは施設から無断外出したり、窓から衣装ケースを投げたりしていて、支援が難しい利用者の方だと思っていた。けれども、ピカチュウが好きだったり、電車が好きだったり、話をするとSさんは面白い愛嬌のある方だった。

葬儀が終わって出棺の時間になり、Sさんの遺体が霊柩車に乗せられて出発を見送ることになった。Sさんは自分の出番になるといつも「やっぱりやめる～」と飛び出していくのがいつもの行動だったから、出棺の時間になったら今にも棺から出て走りまわるんじゃないかと思えてならない。どうかSさん、天国で安らかに暮らしてください。

支援員 片岡督



突然すぎる出来事で今でも信じられません。私がまあるの事務所にいる間、Sさんは、毎日掃除の時間や休憩時間に様子を見に来てくれてましたね。「おはよう」と話しかけると大きな声で「おはよう！」って返してくれましたね。

冬の時期、まあるの暖炉をつける際も覗きに来て、「なんやそれ」って不思議そうに見てましたね。何回か薪を入れるのも手伝ってくれてありがとう。

クリスマス会などの行事では、満面の笑みでごはんを食べたりしてた姿が印象的でした。普段は、クールなのにイベントの時は音楽にのったり、踊ったりしてましたね。

今でも出勤して、食堂に行く時、まあるに行く時、Sさんに会える気がします。

もう会えないと思うと悲しくて仕方ありません。

もっといろいろ話したかったよ。

こいしろのみんなはSさんのことを絶対に忘れることはないからね。

Sさんも天国から私たちを見守っててね。

心より、ご冥福をお祈り申し上げます。

事務員 中村蕾愛来



最後に見たときにはすごく元気に過ごされていたのに、このように突然のお別れがくるとは考えもしませんでした。もうSさんと話せないと思うと悲しくなります。

支援員 辻村健心





ご冥福をお祈りいたします。

Sさんといえば、電気部品を袋に詰める作業を丁寧かつ迅速に進めてくれるので、安心してお任せできる存在でした。

静かな環境がお好みでご自分の居室や集団から少し離れたところで一人で過ごされることが多かったSさんですが、声が大きくてよく通る私のことは苦手なようで、私が話しかけると耳をふさいでしまうことがあり、なかなか親交を深めることができなかつたことが悔やまれます。そんな私にもSさんは、穏やかなときはまるで子供のような素直で優しい笑顔を見せてくれました。私はその笑顔をお忘れません。

どうか安らかに眠りください。

支援員 小川郁美



Sさんへ

「この親不孝者」と叫びたくなる心境です。52歳。まだまだ若いじゃないですか。お母さんや職員にかまってほしくて、見てほしくてわざといたづらをしたりと何処となく憎めないSさんでした。病院ではどう見ても寝ているようにしか見えなくて、突然起き上がり「おはよう」と笑顔で話しかけてくれるとばかり思っていました。Sさん心残りではありますが、どうぞ安らかに眠りください。

主任 関口信人



Sさんの訃報にただただ驚きそして悲しみで言葉がありません。

私が入社したその日、Sさんに「はじめまして。中西です」と挨拶させていただくとSさんが笑顔で「今日から？ がんばって」といってくれました。

その笑顔と一言はこいしろの里で業務をがんばっていこうと思ったできごとでした。

いつも声をかけるとやさしいトーンで返事をしてくれるSさんが大好きでした。

Sさん！ 天国で大好きなピカチュウとこいしろの里を見守ってくださいね。

支援員 中西豊



S君との思い出は、やはり何ととっても電車です。忘れもしない、こいしろの里の全体旅行で訪問した、名古屋のリニア・鉄道館でのことです。旅行が決まってから、顔を合わすたびに「今度、鉄道館に行くんだ」と楽しみにしておられました。そして、いよいよ本番当日、リニア・鉄道館の駐車場にはいつから、あまりの嬉しさでぐずってしまい、お母さんを困らせていたのが今も鮮明に記憶に残っています。永遠の旅だちはあまりにも早すぎましたが、S君のことだから寝台特急かな？ 各駅停車でゆっくり景色をたのしむのかな？ 合掌。

事務局長 小林孝重



事務員の私が入って2日目に、現場実習として、Sさんが作業をしているところへ1日入りました。最初はどう利用者さんに話しかけていったらいいのかも分からず、作業を見守っていたのですが、Sさんと一緒に向かい合って作業をしながら、電車や駅の話をしたのが、印象に残っています。その日が知的障がいを持った人とじっくり会話をしたのが初めてであり、今もあの時自分が思った嬉しさや色々な思いは一生忘れることがない記憶となっていてずっと続くとおもいます。

最近では12月のクリスマス会で受付にずっといましたが、劇の時にSさん達利用者さんが座る席に移動させてもらい、特に会話はしませんでした。一緒に劇を見たのが記憶に残っています。

あまりの突然の出来事で施設職員の私たちは悲しみで一杯です。それぞれSさんと過ごした沢山の思い出を胸に、働いていきたいと思えます。

Sさん、天国で楽しいことをたくさんしてゆっくり過ごしてください。そしてこいしろの里を見守ってください。今までありがとうございました。安らかに眠りください。

事務員 高橋有美



Sさんに心より哀悼の意を示し、お別れの言葉を申し上げます。

Sさんが倒れられた朝、共有スペースのソファで大きないびきをかいて横になっている姿を見たときは、こんなことになるとは思っていませんでした。

病院に運ばれ、病状を知らされてからは、毎日元気で戻ってくることを願っていましたが、貴方は逝ってしまい残念でなりません。

あなたと過ごした日々が走馬灯のようにはっきりと浮かんでいきます。

Sさん覚えていますか。休日にオセロをしたこと、電車が好きだった貴方と一緒にパソコンで電車の動画を見たこと、私が夜勤のとき、よくエアコンの風量を弱めてと言ってきたこと、きちんと仕事に参加したことでシールをあげたらうれしそうにしていたことなど、いろいろな貴方との思い出の場面が浮かんできてきりがありません。

私よりずっとずっと若いSさんがこんなに早く逝ってしまうなんてとても悲しくてなりません。

貴方がこいしろの里で過ごした日々を私たちは決して忘れません。残念ですがお別れです。どうか安らかに眠りください。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さようなら。

支援員 鎌倉正俊



利用者の支援をするにあたり、利用者の利益を考
えることが前提となります。利用者の利益とは個々
によって異なります。例えば社会で集団活動ができ
ようになること、絵カードを使い自分の意思を伝
える事ができるようになること、作業ができるよう
に支援をすることなど個々のニーズに応じて様々な
支援に取り組んでいます。その際、重要な支援の変
更などは行政も含めた話し合い（サービス担当者会
議等）も必要となります。

支援をするときの条件や基準となるのが法律です。
利用者支援にかかわる重要な法律として2種類をあ
げます。

1つ目は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律」、2つ目は「障害を理由とす
る差別の解消の推進に関する法律」です。法律の中
には事業所、行政が取り組むべき内容が明確に記載
されています。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律」第二条の2においては、「障害者の福
祉に関し、必要な情報提供を行い、並びに相談に応じ、
必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随す
る業務を行うこと」とされており、これは「市町の
責務」として記載されています。「責務」とは義務、
あるいは果たさなければならない務めを意味してい
ます。法律上「市町の責務」と記載されていること
から、本来ならば松阪市の障がい福祉課はこの義務
を果たす責任があります。したがって行政（松阪市
障がい福祉課）は利用者の情報を把握し、相談があ
れば必要な調査をする義務があります。

また「障害を理由とする差別の解消の推進に関す
る法律」第八条の2においては、「障害者の権利利益
を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、
年齢及び障害の状態に応じて、社会障壁の除去の実
施について必要かつ合理的な配慮をするように努め
なければならない」と記載されています。特にこの
法律は行政に対して強い拘束力を有しています。

それにもかかわらず松阪市障がい福祉課は、事業
所から「利用者の利益となる内容の相談をしても受
け付けてくれない」、「社会障壁の除去に努めてく
れない」のです。実態が判明した事例をあげて説明さ
せて頂きます。

① 松阪市障がい福祉課は利用者 へ利益ある情報を提供してく れない

2018年8月より、「ぱんカンぱん」の事業が始ま
りました。ここでは、月工賃が3～7万円を支給で
きる（全国の平均工賃は平成28年度実績で約1
万5千円）、障害特性に応じた仕事が可能なことなど
「ぱんカンぱん」の情報は他事業所と比較すると利用
者にとって十分利益ある情報だと言えます。しかし、
松阪市障がい福祉課は知的障がい者に対してその情
報を発信してくれません。

松阪市障がい福祉課の対応としては、「市の窓口
に相談に来た人に答えている」「心のかたちという冊子
を作り、ホームページで公開している」と返答して
います。これらは受動的対応でしかありません。

知的障がい者が今よりも条件の良い施設を知るた
めに「松阪市役所障がい福祉課に行けばよい」「松阪
市のホームページで閲覧できる」と考えることがで
きるでしょうか。仮にそのように積極的に考えるこ
とができる知的障がい者がいたとしても、それはき
わめて「稀」であることは確かです。

したがって松阪市障がい福祉課は市内在住の知的
障がい者に対する事業所の説明について消極的を通
り越して情報の伝達を拒絶している状態にあります。

知的障がい者やその保護者に情報が届いていない
ことを再三再四訴えてきましたが松阪市障がい福祉
課の職員は「黙ってうつむき、何も答えない」とい
う対応をしています。

これでは松阪市障がい福祉課は障がい者に対して
必要な情報を伝えない社会障壁を意図的に作り出
していると見られても仕方がないでしょう。

② 松阪市障がい福祉課は必要な調査をしてくれない

昨年、利用者の父が亡くなるということがありました。利用者は成人しており、施設で生活していました。母は利用者への説明もなく、利用者名義の印鑑証明を強制的に「作らせた」その時、私は「利用者へ使用目的の説明もなく、印鑑証明を作ることは利用者の権利の侵害ではないか」と思い、松阪市障がい福祉課へ相談に行きました。松阪市福祉課は「問題ない」との回答でした。母への聞き取りもなく、事実を確認することなく「問題ない」と答えた松阪市障がい福祉課に怒りを感じました。

今回の件で私は、松阪市障がい福祉課は「利用者の権利が侵害されても何も対応しない」という事実がよく分かり、残念でなりません。

③ 広報松阪への広報掲載について

「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」「広報まつさか広告表現ガイドライン」に社会福祉法人の情報の掲載に関して記載がなかったため、松阪市秘書広報課へ行き、広報まつさかへ福祉事業所の情報を掲載してほしいとお願いに行きました。秘書広報課の担当者はその時「社会福祉法人の広報まつさかへの掲載については明確な規定がないので掲載することが出来ると思います。チラシを持ってきて下さい。一応、松阪市障がい福祉課にも確認を取っておきます」と回答がありました。

後日秘書広報課の担当者から電話があり「福祉課とも相談させて頂きましたが、福祉事業所の情報は掲載できません。掲載できない理由は、今まで社会福祉法人の掲載についてきまりがなかったので、今作りました。そのため掲載できません」と言われました。掲載できない明確な理由もなく、「たった今決まりを作ったから掲載できません」との返答は悪意があると思えません。

ところが松阪市社会福祉協議会（社協）には、「社協だより」と称する冊子を広報誌にはさんで全松阪市民に届けています。社協は私たちの社会福祉法人と同じ「民間社会福祉法人」に位置します。にも関わらず広報において公然と差別するのは、市行政からの天下り先として社協が機能しているとは映りません。



松阪市障がい福祉課の対応は3つの事例以外にも問題が多々ありますが、松阪市障がい福祉課は障がい者の立場に立って対応してくれないと痛感し、怒りを感じています。

皆さんはこの記事を見てどのように感じるでしょうか？

本来は松阪市障がい福祉課が先頭に立ち障がい者のために動かなくはないのですが、松阪市障がい福祉課は何のために存在するのか疑問を感じます。法律さえも無視したありかたに当施設の施設長が「松阪市障がい福祉課は治外法権」と評するのが本当に的をついていると思います。

今後も松阪市障がい福祉課に対して障がい者の人権擁護を前提に様々な意見を伝えていくことを取り組んでいきたいと考えます。



12月22日にこいしろの里恒例のクリスマス会が開催されました。利用者さんはもちろん、ご家族にも大勢参加していただき、職員も含めると160名近くの盛大なパーティーとなりました。職員はパーティーらしく正装で、利用者さんはサンタクロースの衣装で参加しました。

真っ白なスーツで格好良くきめた李施設長の乾杯の合図でパーティーがスタートしました。いつになく豪華なメニューのディナーをおいしそうにほおぼる利用者さんの姿は、とても幸せそうで心が温かくなりました。

出し物は合唱からスタート！ クリスマスに関連したアップテンポなノリのよい曲からしっとりとした安らぐ曲まで、美しい合唱に皆さん聞き入り、一緒に歌いました。クイズは参加型で指名された利用者さんが壇上へと上がり、盛り上がりました。ダンスも皆さんノリノリでとても楽しそうでした。そして最後にこいしろ名物の劇がありました。

劇の演目は「三匹のこぶた」をアレンジしたもので、幸せなこぶたを食べてやろうと探す狼が成金のこぶた、卒婚のこぶたに出会い、最後にこい

しろの里の支援員をしているこぶたと出会って、本当の幸せとは何かを知るというお話でした。笑いあり、シリアスな場面ありの展開であつという間に終わった素敵な劇でした。

私は、初めて今回のクリスマス会の実行委員として準備から携わりました。段取りが悪くて準備もスムーズに進まず大変な思いもしましたが、利用者さんをはじめ、参加された全ての方々の笑顔でその思いも飛んでいきました。また、参加していただいた保護者の皆さんに感謝いたします。

今年の末にも素晴らしいクリスマス会を開催できるように頑張りたいと思います。





最高のクリスマス会だったよ！



障害者就労継続支援B型事業所

ぱんカンぱん

利用者募集中!

県外の方でも
大丈夫

宿泊施設
あります!!



送迎
いたします!!



様々な工程があるから
自分にぴったりの作業に出会える!

こんな仕事が
詰まっています!

社会貢献を 実感

&

誇りが持てる



自立を
目指しています!!



未経験者も
心配なし!

災害備蓄用の缶入りパンを作っています



現在、国の施策により障がい者の社会進出が進められていますが、まだまだ仕事内容や工賃が充実していません。そんな中、ぱんカンぱんでは月3万円以上の工賃が可能!利用者さんたちが目標を持って、いままど働いています。

【B型就労支援施設におけるの工賃】

月2回
開催

ぱんカンぱんでは
施設の見学・試食会・
体験を実施しています

全国平均
1ヶ月
15,000円

ぱんカンぱん
1ヶ月
30,000円
以上!

ぱんカンぱん
1ヶ月
30,000円
以上!

1ヶ月
30,000円
以上!



月3~7万円
稼げます!!



ぱんカンぱん
PAN CAN PAN

お気軽にお問合せください

tel:0598-28-4835

社会福祉法人ベテスタ 〒515-0041三重県松阪市上川町1921-1 fax:0598-28-5131

<https://pancanpan.jp>